

佐賀県告示第 255 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

令和 4 年 11 月 4 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

指定番号	区域		埋立地の区分
	所在	地番	
23	鹿島市古枝字東田代	乙 255 番 33	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 13 条の 2 第 3 号イに規定する埋立地